

## 城西国際大学動物実験委員会に係る規程

〔 決 定 日：平成 28 年 7 月 19 日  
決定機関：学校法人城西大学理事会  
（平成 28 年度（国）規程第 9 号） 〕

### （目的）

第 1 条 本規程は、城西国際大学（以下「本学」という。）動物実験等の倫理に係る規程第 4 条第 2 項に基づき、本学における動物実験委員会（以下「実験委員会」という。）の運営等に係る諸事項について定めることを目的とする。

### （構成）

第 2 条 実験委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）委員長
- （2）副委員長
- （3）委員
- （4）その他、委員長が必要と認めた者

2 委員は、本学の教授もしくは准教授の中から次の各号に該当する者とし、委員長が指名する。

- （1）動物実験等に関して優れた見識を有する者
- （2）実験動物に関して優れた見識を有する者
- （3）その他、学識経験を有する者
- （4）委員長が必要と認めた者

3 委員は、自らの動物実験計画が審査を受けるときは、当該審査及びその判定に加わることができない。

### （委員長等）

第 3 条 委員長は、研究倫理委員会の委員長（以下「倫理委員長」という。）が指名する。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （責務）

第 5 条 実験委員会は、所定の手続きを経て提出された、動物実験等の実施または計画の変更を申し出る者（以下「申請者」という。）の実験計画もしくは実験計画の更新・変更（以下「動物実験計画」という。）について、科学的かつ動物福祉の観点による審査（以下「審査」という。）を行う。

2 実験委員会は、動物福祉を考慮し、動物飼育及び実験が科学的に適切に実施されるよう、必要に応じて動物実験実施者への指導を行う。

- 3 実験委員会は、本学における動物実験等の適切性について、定期的に自ら点検及び評価を実施する。
- 4 実験委員会は、本学における動物実験等に係る情報について、定期的に公表する。
- 5 実験委員会は、動物実験実施者が動物実験等により得た結果を学術誌等に投稿する際に、レフリー等から動物実験計画の承認を示す証明を求められたときは、これを発行する。
- 6 倫理委員長は、動物実験計画の実施結果の把握及びその他動物実験等の適正な実施に必要な措置を講じるものとする。

( 会議 )

- 第 6 条 実験委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 実験委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
  - 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

( 議決 )

- 第 7 条 実験委員会の議決は、出席委員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

( 申請 )

- 第 8 条 申請者は、新規の動物実験計画の審査を申請するときは、「動物実験計画書(新規)(様式 A)」を、実験委員会に提出する。
- 2 申請者は、実験委員会において承認された動物実験計画の更新または変更を申請するときは、「動物実験計画書(更新・変更)(様式 B)」を、実験委員会に提出する。
  - 3 動物実験実施者は、動物実験計画の承認を示す証明の発行を求めるときは、「動物実験計画書承認証発行願(様式 C)」を、実験委員会に提出する。

( 審査 )

- 第 9 条 委員長は、実験委員会を招集し、動物実験計画が動物実験等に係る法令及び本学諸規定との適合性について審査を行うとともにその判定を議決し、これを倫理委員長に報告する。
- 2 倫理委員長は、前項の報告を受け、動物実験計画の承認または却下について決定する。
  - 3 実験委員会は、判定の結果について、文書により申請者に通知する。
  - 4 実験委員会は、審査に際し、次の各号に掲げる諸事項について留意する。
    - (1) 実験において動物の使用を必要とする根拠及び実験目的
    - (2) 動物種及び移動物数の妥当性(可能な限り動物数を算出した根拠)
    - (3) 他の動物種、摘出標本、細胞、組織培養システムを用いた実験の検討
    - (4) 実験方法の洗練性及び動物福祉の観点による問題の有無
    - (5) 外科的手術を行う動物実験実施者の技術及び教育的背景の考慮
    - (6) 鎮静、鎮痛及び麻酔処置の適切性(痛みのカテゴリー C 及び D(別紙参照)に属する実験に関して、痛みあるいは侵襲性の程度に視点をおいて審査する)

- (7) 実験における不要な繰り返しの有無
- (8) 複数箇所に及ぶ大規模な外科的処置が計画される場合の対応の適切性
- (9) 激痛あるいは大きなストレスが予想される実験の有無（痛みのカテゴリー E による実験は、原則として認めない）
- (10) 術後管理の適切性
- (11) 安楽死処置もしくは動物の処分方法の適切性
- (12) 腫瘍の著しい増殖を伴う実験における観察方法の適切性
- (13) 動物の身体拘束における動物福祉の観点による適切性
- (14) 実験場の理由による給餌及び給水制限が必要な場合の動物福祉の観点による考慮の有無
- (15) その他、動物実験等における倫理の適切性

5 実験委員会は、審査に際し、必要に応じて申請者の出席を求め、申請内容等に係る説明を求めることができる。

（判定）

第 10 条 判定は、次の各号により表示する。

- (1) 承認
- (2) 却下

（報告）

第 11 条 倫理委員長は、動物実験計画の実施結果について、実験委員会への報告を行うものとする。

2 実験委員会は、当該報告を受け、必要に応じて助言等を行う。

（事務）

第 12 条 実験委員会の運営に係る事務は、教務部教務課が行う。

（その他）

第 13 条 本規程に定めるもののほか、実験委員会の運営において必要な諸事項については、委員長が別に定める。

附 則（平成 28 年度（国）規程第 9 号）

本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。